

令和3年3月31日

## 学校において予防すべき感染症

【学校保健安全法施行規則第18条・19条による】

種類	感染症	出席停止期間の基準	
第一種	エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	南米出血熱	
	ペスト	マールブルグ病	
	ラッサ熱	急性灰白髄炎(ポリオ)	
	ジフテリア	重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	
	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)		
	特定鳥インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症	
	新型コロナウイルス感染症等感染症、指定感染症及び新感染症は、第一種の感染症とみなす		治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く)		発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
	百日咳		特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹		解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹		発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)		すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)		主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核		病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ		病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症(下記を参考)		
	その他の感染症		
	* 主治医や学校医等の指示があり、校長が必要と認めた場合のみ出席停止 山口県で出席停止扱いができると認められている感染症		
	■ 溶連菌感染症	■ マイコプラズマ感染症	
	(A群溶血性レンサ球菌咽頭炎)	(マイコプラズマ肺炎)	
	■ アデノウイルス感染症		
	(アデノウイルス急性咽頭炎・扁桃炎)		
(平18教安体第1155号、山医発第567号—1による)			
上記以外の感染症			
原則対象にならないが集団発生等の考慮が必要な場合はその限りではない			
■ 感染性胃腸炎	■ ヘルパンギーナ		
■ 手足口病	■ 伝染性紅斑		
■ 伝染性膿痂症	■ 伝染性軟属腫		

※本校において、「感染性胃腸炎(ノロウイルス等を含む)」は、出席停止扱いとなりません。